

# 令和5年度 認可外保育施設認可化移行事業者 募集要項

現に設置されている認可外保育施設の設備を活用して、来年度に保育所、小規模保育事業所A型、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園（以下「保育所等」という。）を設置する（以下「認可化移行という。」）事業者を募集します。

※ 本募集において、設備基準を満たすための改修費等に係る経費の補助はありません。

## － 目 次 －

はじめに	1
第1 募集要領	2
第2 審査等	5
第3 建物に関する留意事項及び工事に関する指定	6
第4 定員・運営内容について	7
第5 準備等スケジュール	10
別紙1 提出書類（保育所に移行する場合）	
別紙2 提出書類（小規模保育事業所A型に移行する場合）	
別紙3 提出書類（認定こども園に移行する場合）	
別紙4 共通審査基準（保育所）	

## ■はじめに

### 1 用語の定義

本募集要項における用語は次の定義によるものとする。

#### (1) 法律

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）
子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）

#### (2) 条例

札幌市児童福祉法施行条例（平成 24 年条例第 62 号）
札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 30 年条例第 2 号）

#### (3) 認可等

法律の規定による保育所及び家庭的保育事業等の認可、認定こども園の認定をいう。

#### (4) 保育所

法第 35 条第 4 項の規定による認可を受けた保育所

#### (5) 小規模保育事業所 A 型

法第 34 条の 15 第 2 項の規定による認可を受けた家庭的保育事業等のうち、条例第 138 条の 23 第 8 号に規定する小規模保育事業 A 型を行う事業所

#### (6) 保育所型認定こども園

認定こども園法第 3 条第 1 項の規定による認定を受けた保育所

#### (7) 地方裁量型認定こども園

認定こども園法第 3 条第 1 項の規定による認定を受けた保育機能施設

#### (8) 認可（認定）要綱

保育所等の種類に応じて下表の要綱

保育所	札幌市私立保育所設置認可等要綱
小規模保育事業所 A 型	札幌市家庭的保育事業等認可要綱
保育所型認定こども園 地方裁量型認定こども園	札幌市私立認定こども園認定要綱

### 2 注意事項

- (1) 自ら、子ども・子育て支援新制度や関係する法令等の把握に努めること。
- (2) 本募集要項による計画承認を受けた場合でも、法律及び条例の規定による認可等の申請手続きが別途必要となる。また、認可等の申請時点において、関係する法令等の基準を満たしている必要がある。
- (3) 本募集要項及び関連資料は、令和 5 年 5 月現在の法令等を踏まえて作成している。
- (4) 提出された書類は返却しない。また、書類作成等に係る費用については、事業者の負担となる。

(5) 建設市況によっては、全国的な人材・資材不足の発生も懸念されることから、令和6年4月1日までの開園に遅れが生じないように、資材の受給状況等を踏まえた合理的な設計や確実な調達先の確保に努めること。

(6) 本募集要項に定めのない事項については、札幌市の指示に従うものとする。

<参考 内閣府の子ども・子育て支援新制度のホームページ>

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

## ■第1 募集要領

### 1 募集内容

認可外保育施設を活用（近隣に移転する場合を含む）して、令和6年4月に認可化移行する事業者を募集する。

※近隣に移転する場合は在園児の通園に支障が無い範囲と認められる場合に限る。

### 2 対象施設

この募集要項による事業における対象施設は、令和4年5月以前に開園し、現に札幌市内において設置・運営されている認可外保育施設のうち、事業所内保育施設及び企業主導型保育事業を除く施設とする。

※ 対象施設については、次年度以降の募集で変更になることがある。

### 3 募集地域等

札幌市内全域とする。

ただし、次に掲げる地域は募集対象外の地域とする。

<募集対象外の地域>

①用途地域が「工業地域又は工業専用地域」の場合

②直線距離で200m以内に児童の健全な育成に影響を及ぼすような風俗関係施設として、店舗型性風俗特殊営業施設が所在する場合

③直線距離で100m以内に風俗営業施設（パチンコ店、ゲームセンター等）が所在する場合

④市街化調整区域

⑤土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域

⑥その他、位置として適切でないと判断する場所

### 4 応募資格

この要項による事業に応募する者は、認可（認定）要綱第4条に掲げる要件を満たす者であること。

※ 保育所及び認定こども園への移行の場合、法人であることが応募の前提条件

### 5 応募方法

移行する保育所等の種類に応じた提出書類（別紙1～3参照）を指定する期日までに提出すること。提出方法については、郵送又は持参によること。

提出期限後は、理由を問わず受理しないため、余裕をもって提出すること。  
なお、必要な書類一式が整っていないものは受理しない。

提出先：札幌市 子ども未来局 支援制度担当部 保育推進課 施設整備担当係  
〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目  
大通バスセンタービル1号館3階  
TEL：011-211-2346 FAX：011-231-6221

提出期限：令和5年6月26日（月）17時必着

様式の電子データ及び記載例、記載要領については、次のホームページに公開する。

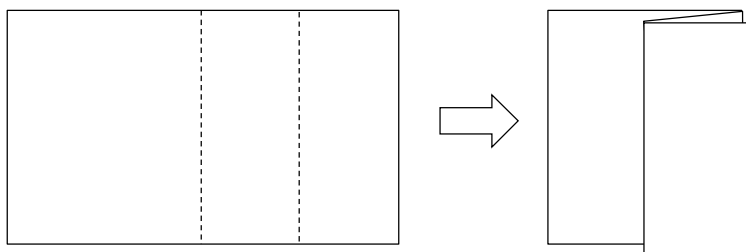
▶<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/ninkagaiiko-hojo.html>

## 6 書類提出に当たっての注意事項

### (1) 書類のサイズ

書類はA4サイズとし、A4サイズに満たない書類はA4サイズの台紙に貼り付けて提出すること。ただし、図面は原則A3サイズとし、次のようにA4サイズになるように折って提出すること。

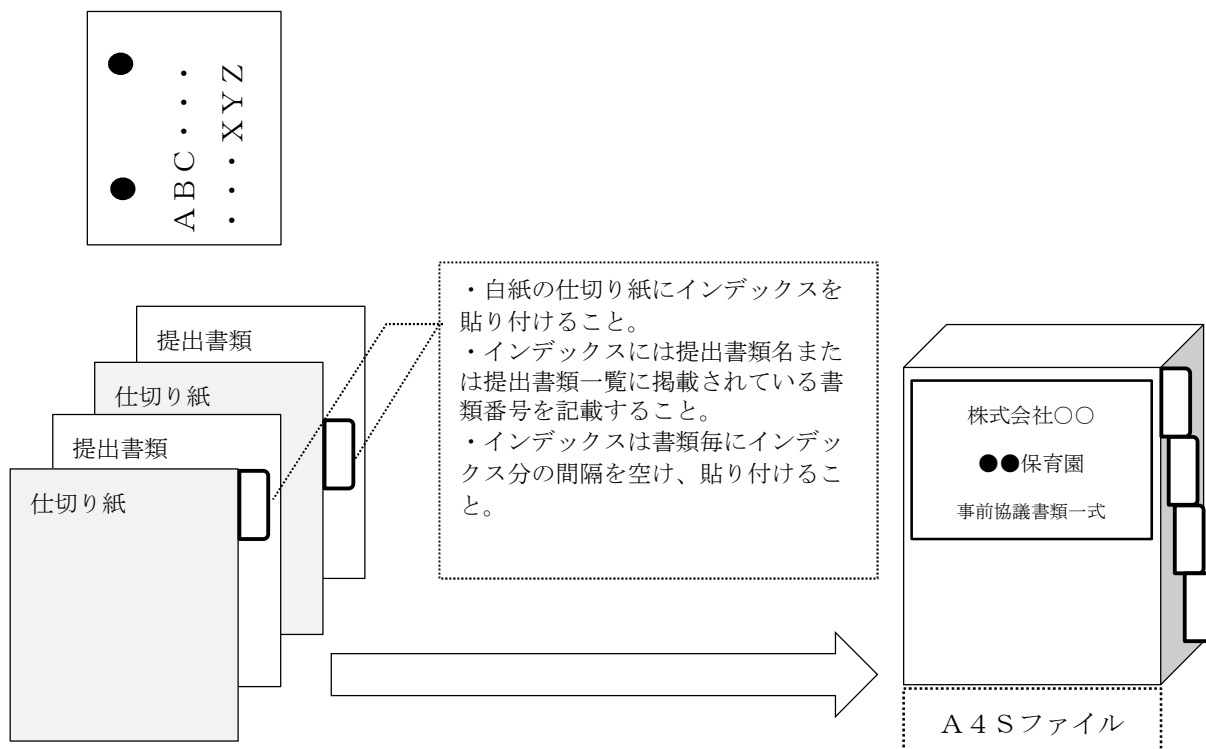
[A3サイズの書類の折り方]



## (2) 書類の綴り方

提出書類は、各提出書類一覧の順番通りにA4Sファイルに綴って提出すること。横向きの書類については、上辺を左辺として綴じること。

[横向きの書類の綴じ方]



## (3) 書類の内容

各書類において、記載内容を統一すること。

例えば、各室面積表、図面において、それぞれに記載された面積が異なるなど、記載内容が統一されていないことがないようにすること。

## (4) 建築基準法関係書類について

### ア 建築基準法の規定による確認済証

建物の建築時又は用途変更時に、工事の確認申請を行うことで発行される書類。建物所有者や管理者から写しをもらい提出すること。建築時、用途変更時の複数が発行されている場合は、全て提出すること。

紛失されている場合は、「確認済証発行証明書」を札幌市建築指導部において取得し、これを提出すること。

また、用途変更の手続が不要な場合にあつては、一級建築士等が作成する建築基準法適合証明書（指定様式）により、「児童福祉施設（保育所）」の用途とした場合に建築基準法に適合する旨の証明を受けて提出すること。

### イ 建築基準法の規定による検査済証

建物の建築時に、工事の完了検査を受けることで発行される書類。建物所有者や管理者から写しをもらい提出すること。

紛失されている場合は、「検査済証発行証明書」を札幌市建築指導部において取得し、これを提出すること。

<建築確認・証明等の窓口>

札幌市役所本庁舎 2階 建築指導部 ☎011-211-2801

▶<https://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/shoumei/shoumei-top.html>

(5) 施設の図面について

提出する施設の図面は建築士が作成し、保育室等の面積は壁芯面積で記載することとし、内法面積でも基準面積以上を確保していることを明記の上、提出すること。

(6) その他

必要に応じて、各提出書類一覧に記載のない書類の提出を求められることがある。提出の求めがあった場合には、速やかにこれに応じること。

## ■第2 審査等

### 1 審査

提出のあった書類をもとに、条例及び各認可（認定）要綱に定める基準に基づき、札幌市において審査を行う。

※なお、保育所に移行する場合は、さらに共通審査基準により審査を行う。

<共通審査基準（保育所に移行する場合のみ）>

※以下の審査事項8項目のうち1項目でも不適当な項目があると市長が認める場合は、設置者として選定しない。

- ①各種保健福祉計画等との整合性
- ②設置地域における当該施設の必要性
- ③用地の確保状況
- ④計画施設の基本プラン
- ⑤資金計画
- ⑥設置主体の事業実績
- ⑦設置主体の役員構成
- ⑧準備状況

### 2 札幌市子ども・子育て会議 認可・確認部会への意見聴取

札幌市における審査結果について、札幌市子ども・子育て会議 認可・確認部会（以下「部会」という。）に対し意見聴取を行い、当該意見聴取の結果を踏まえ、応募のあった計画を承認するか、又は承認しないかを決定する。

### ■第3 建物に関する留意事項及び工事に関する指定

#### 1 他法の遵守

保育所等を行う建物は、条例及び各認可（認定）要綱に定める基準を満たすほか、法、認定こども園法以外の法律においても適法な建物である必要があるため、次の点に特に留意すること。

##### (1) 新耐震基準

昭和56年6月1日以降に建築確認を受けて建築された建物又は新耐震基準に基づく耐震性を有する建物と認められること。

##### (2) 建築経過年数

建物の建築経過年数（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号に規定する期間を基準に判断する。）によっては、整備計画を認めない場合がある。ただし、主要構造部の全部又は大部分を更新するなど、改築と同程度の改修をした建物の場合は個別に判断する。また、挙証書類として「非木造社会福祉施設老朽度調査票」を一級建築士の確認による記載の上、提出させる場合がある。

・非木造社会福祉施設老朽度調査票の掲載先

[https://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/documents/03-18\\_himoku.pdf](https://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/documents/03-18_himoku.pdf)

##### (3) 用途変更

建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく用途変更の手続きが必要な場合は、用途変更に係る確認済証の交付を受けること。用途変更の手続きが不要な場合は、一級建築士等が作成する建築基準法適合証明書（指定様式）により、「児童福祉施設（保育所）」の用途とした場合に建築基準法に適合する旨の証明を受けて提出すること。

##### (4) 建物が自己所有物件の場合

安定的な保育施設の運営の観点から、自己所有物件の場合、根抵当権が設定されている建物での認可化移行は認めない。

#### 2 保育所等に設ける屋外遊戯場

保育所等に設ける屋外遊戯場については、次に掲げる要件をいずれも満たしている場合に限り、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園（以下「都市公園」という。）により代えることができる。

(1) 保育所等を設ける敷地の地上又は屋上に認可（認定）要綱に定める面積（1歳以上児（※1）1人につき3.3㎡以上とする）を有する屋外遊戯場を設置することが特に困難であること（※2）。

(2) 屋外遊戯場に代えようとする都市公園が(1)に定める面積以上を有し、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、当該事業所からの距離がおおむね300mの範囲内にあり、都市公園までの経路について安全に園児を引率できる環境にあることを事前に確認するなど、移動に当たって安全が確保されること（※2）。

※1 1歳児が年度中に2歳に到達するため、1歳以上児の定員分の面積が必要。

※2 各条件に該当するかどうかは、事前にご相談ください。

### 3 シックハウス対策

認可化移行に伴い、改修工事を実施した場合、工事の竣工後に揮発性有機化合物6種類（ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン及びスチレン）の室内濃度測定を実施したうえで、厚生労働省が定めた指針値以下であることを確認できる書面を提出すること。なお、室内濃度測定は全室について行うことを原則としているが、一部を省略する場合は事前に札幌市の許可を得ること。ただし、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の濃度測定は省略することは許可しない。

※揮発性有機化合物6物質のうち、トルエンは指針値を超えやすいことから、溶剤や接着剤についてはトルエンを含有していないものの使用に特に努めること。（「札幌市認可保育所等整備に係るシックハウス対策要綱」を参照）

## ■第4 定員・運営内容について

この要項による事業により保育所等を設置した場合、その保育所等の定員、運営は次の内容によるものとする。

### 1 定員及び受入れ対象年齢

#### (1) 保育所に移行する場合

産休明け又は生後5か月から小学校就学前までの全年齢を受入れ対象年齢とし、持ち上がりを考慮した定員設定とすること。

<定員内訳参考例>

定員\年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
30人	2人	5人	5人	6人	6人	6人
40人	2人	7人	7人	8人	8人	8人
60人	3人	11人	11人	11人	12人	12人

#### (2) 小規模保育事業所A型に移行する場合

産休明け又は生後5か月から2歳までの全年齢を受入れ対象年齢とし、持ち上がりを考慮した定員設定とすること。

<定員内訳参考例>

定員\年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
19人	1人	9人	9人	-	-	-
	3人	8人	8人	-	-	-

#### (3) 保育所型及び地方裁量型認定こども園に移行する場合

原則として、産休明け又は生後5か月から小学校就学前までの全年齢を受入れ対象年齢とし、持ち上がりを考慮した定員設定とすること。3号定員を設定しない等、原則によらない場合は事前に相談すること。また、1号定員については、本市の供給量が充足していることに鑑み、移行後の保育定員の規模に応じて設定（保育定員の1割、最大15人を上限）すること。



<定員内訳参考例> 移行後の保育定員が60人の場合

区分\年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
1号	-	-	-	2人	2人	2人
2・3号	3人	11人	11人	11人	12人	12人
合計	3人	11人	11人	13人	14人	14人

2 開所日

月曜日から土曜日まで（祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）を原則とし、原則によらない場合は事前に相談すること。なお、休日保育を実施する場合の開所日は、年末年始（12/29～1/3）を除く毎日とすること。

3 開所時間及び延長保育

(1) 保育標準時間認定を受けた子どもに係る開所時間及び延長保育

午前7時から午後6時までを開所時間とし、閉所後1時間（午後7時まで）又は2時間（午後8時まで）の延長保育を行うことを基本とする。

(2) 保育短時間認定を受けた子どもに係る利用可能時間（コアタイム）

次の3区分から選択すること。

①午前8時から午後4時

②午前8時半から午後4時半

③午前9時から午後5時

※保育短時間認定を受けた子どもに対しても、開所時間（延長保育時間を含む。）の範囲内で時間外保育を実施することができる。

4 運営委員会の設置について

社会福祉法人又は学校法人以外の者は、以下の(1)から(3)の者により構成する運営委員会（事業の運営に関し、当該施設の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会のことをいう。）を設置すること。ただし、経営担当役員に保育サービスの利用者等を含む場合を除く。

(1) 社会福祉事業について知識経験を有する者（具体的には以下に列挙）

ア 社会福祉に関する教育・研究を行う者

イ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者

ウ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

エ 社会福祉法人の理事

オ 社会福祉事業に責任者として従事している者（同一の事業者が設置運営する事業は除く）

カ 民生委員・児童委員

(2) 保育サービスの利用者

(3) 実務を担当する幹部職員（施設長）

5 第三者委員の設置について

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、以下の者による第三者委員を設置するよう努めること。

(1) 苦情解決を円滑・円満に図ることができる者（具体的には以下に列挙）

(2) 世間からの信頼性を有する者（具体的には以下に列挙）

ア 評議員(理事は除く)、監事又は監査役

イ 社会福祉士

ウ 民生委員・児童委員

エ 大学教授、弁護士等

※第三者委員は、中立・公正性の確保のため、複数であることが望ましい。

## ■第5 準備等スケジュール

計画の承認を受けた事業者は、次のスケジュールに基づき、保育所等の開設に向けて準備を進めることとなる。なお、新型コロナウイルス感染症の状況等により、スケジュールに変更が生じる場合がある。

項目	時期（予定）
① 結果の通知（計画の承認等） 部会での意見聴取の結果を踏まえて、事前協議結果（計画の承認又は不承認、承認の場合は利用定員の内示）を文書で通知する。	令和5年 9月下旬
② 保護者説明 次年度4月に保育所等に移行する見込みであることを在園児の保護者に説明すること。 ※特に以下事項については必ず説明を実施し、トラブルとならないよう配慮すること。 ・保育認定が受けられない方については移行後、継続して利用することができないこと。 ・小規模保育事業所A型へ移行する場合は、3歳以上の在園児が継続して利用することができないこと。	①後速やかに
③ 利用申込開始 各区保健センターにおいて、4月からの利用申込を開始する。 施設においては、見学者の対応等を行う。また、在園児の保護者の希望に基づき、利用継続に係る手続き等が必要となるため、区担当者と連携し、トラブルとならないよう留意すること。	11月
④ 認可（認定）・確認申請 申請に係る手続きの詳細は別途担当者から知らせる。 以下参考（令和4年度の認可・確認申請に係るホームページ） ・保育所 <a href="https://www.city.sapporo.jp/kodomo-mirai/hoikusuninkashinsei.html">https://www.city.sapporo.jp/kodomo-mirai/hoikusuninkashinsei.html</a> ・小規模保育事業A型 <a href="https://www.city.sapporo.jp/kodomo-mirai/tiikigatahoikuninkakakunin.html">https://www.city.sapporo.jp/kodomo-mirai/tiikigatahoikuninkakakunin.html</a> ・認定こども園（地方裁量型） <a href="https://www.city.sapporo.jp/kodomo-mirai/tihosairyogataninteikodomoen_nintei_kakunin.html">https://www.city.sapporo.jp/kodomo-mirai/tihosairyogataninteikodomoen_nintei_kakunin.html</a> ・認定こども園（保育所型） <a href="https://www.city.sapporo.jp/kodomo/sengen/jigyosya/hoikuso_hoikusyogataninteikodomoen.html">https://www.city.sapporo.jp/kodomo/sengen/jigyosya/hoikuso_hoikusyogataninteikodomoen.html</a>	令和6年 1月～2月
⑤ 認可（認定）・開園 認可（認定）を受けた保育所等として運営を開始する。 ※認可（認定）後においても、認可（認定）基準を満たした運営を継続する必要があるため適切な運営をすること。（定期監査により確認する）	4月1日

※改修工事を実施する場合、令和6年2月下旬までにはしゅん工し、しゅん工後すみやかに揮発性有機化合物の検査を実施し、遅くとも3月4日（月）までに検査結果を提出すること。